

生活排水処理基本計画

平成 20 年 9 月

三 浦 市

はじめに

本市の公共下水道の整備については、順調に東部処理区の整備が進捗し、平成 18 年度末現在で約 191ha が整備済みであり、平成 21 年度末には処理区域内の市街化区域は概ね整備完了する計画となっている。一方、西南部処理区は平成 21 年度には一部供用開始の計画であったが主に財政的な理由から事業着手が遅れている。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理については、資源循環型エネルギーセンターとして「(仮称) 三浦バイオマスセンター」で処理する計画とした。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項では、市町村が一般廃棄物処理計画を作成することを規定し、生活排水処理計画が水環境改善に資することを求めている。

本計画では、上記法律の趣旨に基づき、生活排水処理に関する長期的な基本計画を策定するものであり、本市が平成 13 年 3 月に策定した「生活排水処理基本計画」が実態と合わなくなってきたため今回見直すものである。

平成 20 年 9 月

三 浦 市

目次

第1章	三浦市の沿革	1
第1節	三浦市の沿革	1
第2節	し尿処理の沿革	1
第2章	基本方針	2
第1節	生活排水処理に係る理念、目標	2
第2節	生活排水処理施設整備の基本方針	2
第3節	将来の生活排水処理体系	3
第4節	投資効果についての検討	4
第5節	地域環境保全の検討	4
第6節	目標年次	5
第3章	生活排水の排出の状況	6
第1節	生活排水処理の状況	6
第2節	し尿処理施設の状況	9
第3節	し尿及び浄化槽汚泥の排出状況と下水道処理施設の汚泥発生状況	11
第4節	合併処理浄化槽の補助事業	12
第5節	生活排水処理の課題	13
第4章	生活排水の処理主体	17
第5章	生活排水処理基本計画	18
第1節	生活排水の処理計画	18
第2節	し尿・汚泥の処理計画	23
第3節	その他	24

第 1 章 三浦市の沿革

第 1 節 本市の沿革

本市には、赤坂遺跡など古代、縄文、弥生、古墳時代の遺跡が丘陵台地及び周辺部に広く分布しており、古くから栄えた土地であることを立証している。また、日本書紀には、「御浦」という文字が残されている。

鎌倉時代初期には、和田義盛をはじめとする三浦一族が活躍した。この時代には鎌倉幕府に近いこと、及び自然環境に恵まれていたことにより、三崎に桜、椿、桃の 3 つの御所が開かれ、源頼朝をはじめとする多くの幕府要人が来遊した。

江戸時代には、幕府天領となり、江戸の繁栄とともに港町としてにぎわい、漁港として整備が進み、これが近年における遠洋漁業基地としての都市形成の基礎を築いたといえる。明治 11 年の郡制施行にともない、1 町 18 村によって三浦郡が発足した。その後、明治 22 年の町村制施行で、三浦郡は三崎町、南下浦村、初声村などに再編された。昭和 15 年、南下浦村が町に昇格し、その後これらの 3 ヶ町村が合併して、昭和 30 年 1 月 1 日に「三浦市」となり現在に至っている。

第 2 節 し尿処理の沿革

本市におけるし尿の処理・処分方法は、古くは肥料としての利用価値が大きかったため、農家が直接各家庭と契約し、馬車等で汲み取りを行うという処理形態であった。昭和 29 年の清掃法制定に伴い、昭和 31 年清掃条例を制定し、業者を許可制とし、し尿清掃手数料等を明確化した。

当時し尿は、農村還元を基本に処理されていたが、化学肥料の普及と、非衛生的であるということで、一部が海洋投入処分へと切り替わり、昭和 39 年よりし尿処理は全面的に海洋投入処分となった。その後船舶を使用する本処分方法では、時化や台風等により処分が困難になることや、海洋汚染の防止等の事由により、し尿の安全かつ安定した処理を目的として、昭和 47 年に三浦市衛生センター（し尿処理施設）が建設された。さらに、昭和 57 年には高度処理施設を増設し、処理水質の向上が図られた。しかし、今日的には老朽化が著しく認められるようになり、建替えの必要があるとの判断から（仮称）三浦バイオマスセンターの具体化を図ることとした。

また一方では、快適な市民生活の確保と漁業や海水浴など海に係る産業やリクリエーションを守るうえから、平成3年度より三浦市公共下水道事業に着手し、平成10年から一部供用を開始している。

第2章 生活排水処理の基本方針

第1節 生活排水処理に係る理念、目標

水環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で、生活排水対策を積極的に推進していくことが重要な課題となっている今日、本市でも社会的にその対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになってきている。このような状況から、生活排水を適正に処理するため、身近な公共用水域の水質改善を図るべく、生活排水処理に関する事業に取り組み、地域住民の理解と協力のもとに、生活環境により快適で豊かな水環境を得ることを生活排水処理の目標とする。

第2節 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理施設の整備は、快適な日常生活を営むうえで不可欠であるばかりでなく、河川等の公共用水域の水質保全に大きく寄与するものである。本市では、生活排水処理対策として水の適正利用に関する普及と啓発を行うとともに、生活排水処理施設整備の基本方針を次のとおりとする。

1. 市街化区域の生活排水処理は、公共下水道による処理を中心とする。

本市では、市単独公共下水道の整備を行っているので、引き続き計画的な下水道整備事業の推進を図る。さらに、公共下水道整備区域内におけるすべての家庭、事業所等が下水道へ接続するよう、啓発あるいは指導を行う。

2. 公共下水道整備対象区域にあっても当面の整備が望めない地域では、合併処理浄化槽による処理を中心とする。

本市では、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を設け、汲取りや単独処理浄化槽が合併処理浄化槽に転換・整備されるよう努めてゆく。

3. し尿及び浄化槽汚泥は、現行のし尿処理施設が老朽化したため、建替えが必要となった。民間活力を生かし、(仮称)三浦バイオマスセンターを建設、維持管理する民間企業に処理処分委託する方針である。

第3節 将来の生活排水処理体系

将来の生活排水処理体系は図 2.3.1 に示すとおりとする。なお、この処理体系は、し尿・浄化槽汚泥を委託処理・処分を行うこととするもので、大きな変換となる。

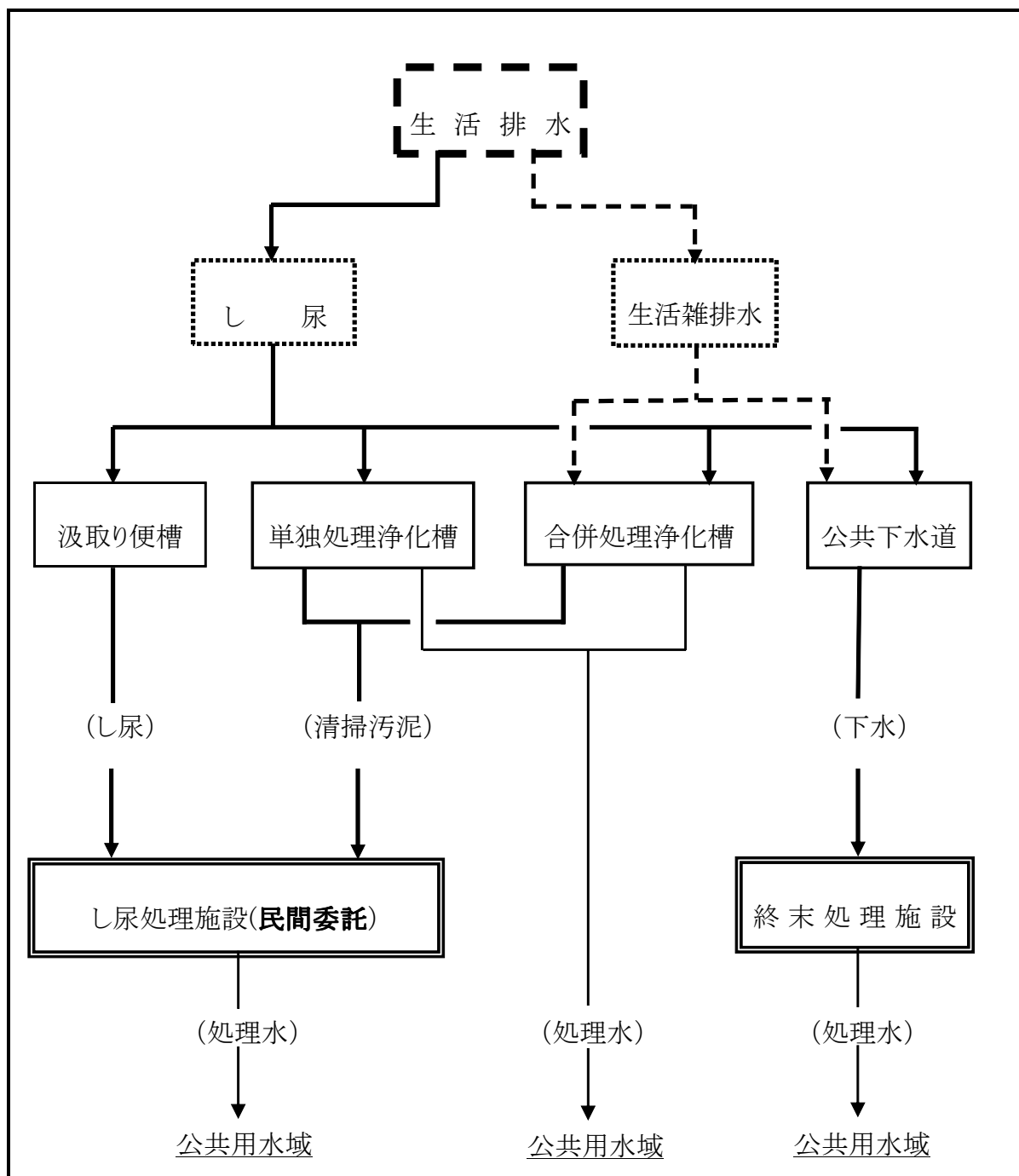


図 2.3.1 将来の生活排水処理体系

第4節 投資効果についての検討

生活排水処理に関する施設整備の基本は、し尿と生活雑排水を同時に処理する「合併処理」を行うことができる施設を整備することである。本市において合併処理できる施設とは、公共下水道と合併処理浄化槽である。

本市の公共下水道事業計画では、「東部処理区」と「西南部処理区」の2処理区があげられている。「東部処理区」は平成3年度に事業認可を受け、整備を進める中で、平成10年8月15日に一部供用を開始した。「西南部処理区」は、現在計画中である。

公共下水道整備は人口密集地域における集約的生活排水処理対策として最も効率的であり、「東部処理区」と「西南部処理区」における市街化区域で下水道整備は十分な投資効果が得られると判断する。なお、公共下水道整備区域内の家庭、事業所等は、下水道整備が終了した後直ちに公共下水道に接続することが最も投資効果が高い。

公共下水道整備が当面望めない地域にあつては、比較的大規模な生活排水処理対策を施すことは効率的ではなく、個別の生活排水処理対策として合併処理浄化槽の整備が効率的である。

第5節 地域環境保全効果の検討

地域環境保全、特に水環境の保全において重要なことは、良好な水質を回復、維持することと、豊富な水量を保持することである。

近年の公共用水域の状況は、公共下水道東部処理区では水質の改善が徐々に進んでいるものの、依然として西南部においては、生活雑排水の流入による水質悪化が一部で見られる。

本市においてし尿と生活雑排水を併せて処理できる施設は、公共下水道と合併処理浄化槽である。これらの施設では、良好な処理、管理の中で、適正な水質の処理水を排出することが重要である。

合併処理浄化槽は適正な管理及び定期的な清掃を実施することで良好な状況が確保される。定期的な清掃とともに発生するのが浄化槽汚泥（清掃汚泥）であり、これはし尿処理施設で処理される。したがって、合併処理浄化槽が設置されている限り、し尿処理施設は必要な存在となる。

し尿処理施設は、汲み取りし尿や浄化槽汚泥を処理する施設として重要であり、本市の管理下で適正な運転や定期的な水質検査等を実施し、良好な水質の処理水を公共用水

域に排出している。ただし、現況の本市し尿処理施設は老朽化が進み、突発的な処理停止を招きかねない状況も見られるため、(仮称)三浦バイオマスセンターの整備を進め具体化を図ることとした。

単独処理浄化槽は、生活雑排水を処理することができない浄化槽であるが、まだ本市域では多数が稼働している。浄化槽法では、単独処理浄化槽の規定を削除した。今後は、既存単独処理浄化槽にあっては合併処理浄化槽への切り替えを推進することが必要である。三浦市では平成元年から「三浦市合併処理浄化槽設置整備事業」を開始し、切り替えを促している。

第6節 目標年次

本基本計画は、平成20年度を初年度とし、平成29年度を最終年度とする向こうおおむね10年間の基本的な施策について、方向付けをするものである。

第3章 生活排水の排出の状況

第1節 生活排水処理の状況

1. 生活排水処理体系の状況

現在の生活排水処理体系は、図3.1.1及び次に示すとおりである。

し尿の処理は、合併及び単独処理浄化槽、し尿処理施設及び公共下水道によって行われている。また、生活雑排水の処理は、合併処理浄化槽及び公共下水道によって行われている。

本来の生活排水の適正処理とは、し尿と生活雑排水を同時に処理する「合併処理」である。本市における合併処理は、総人口の45%（平成18年度現在）で行われている。しかし、残りの55%は生活雑排水を未処理で公共用水域に排出している状況であり、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備が一層望まれる状況である。

本市の公共下水道は、「三浦市公共下水道事業計画」に基づき、南下浦地区を中心とした東部処理区、三崎地区を中心とした南部処理区、初声地区を中心とした西部処理区の3処理区に分け、それぞれの処理区に終末処理施設を設ける計画で、平成3年度に東部処理区から事業に着手した。しかしながら、現在は今日の社会情勢等を踏まえて見直しを行い、南部及び西部処理区は統合し、西南部処理区として計画している。

浄化槽については、公共下水道整備区域以外の地域で、住民の水洗化志向を反映して、新設家屋での設置、汲み取り便槽からの切り換えが多くみられる。現在設置されている浄化槽は単独処理浄化槽が中心であるが、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を実施するなど計画的な普及に努めており、合併処理浄化槽の設置基数が増加する傾向にある。これらの浄化槽の処理水は排水路等を通して公共用水域に放流し、清掃汚泥はし尿処理施設に搬入し処理している。

し尿処理施設は、本市が管理する「三浦市衛生センター」である。施設の処理水は相模湾に放流し、処理工程から発生する汚泥は、脱水後一般廃棄物最終処分場において埋立処分している。

生活雑排水は、公共下水道及び合併処理浄化槽により処理されている他は、未処理で公共用水域に排出されており、水環境の汚染原因としてクローズアップされている。

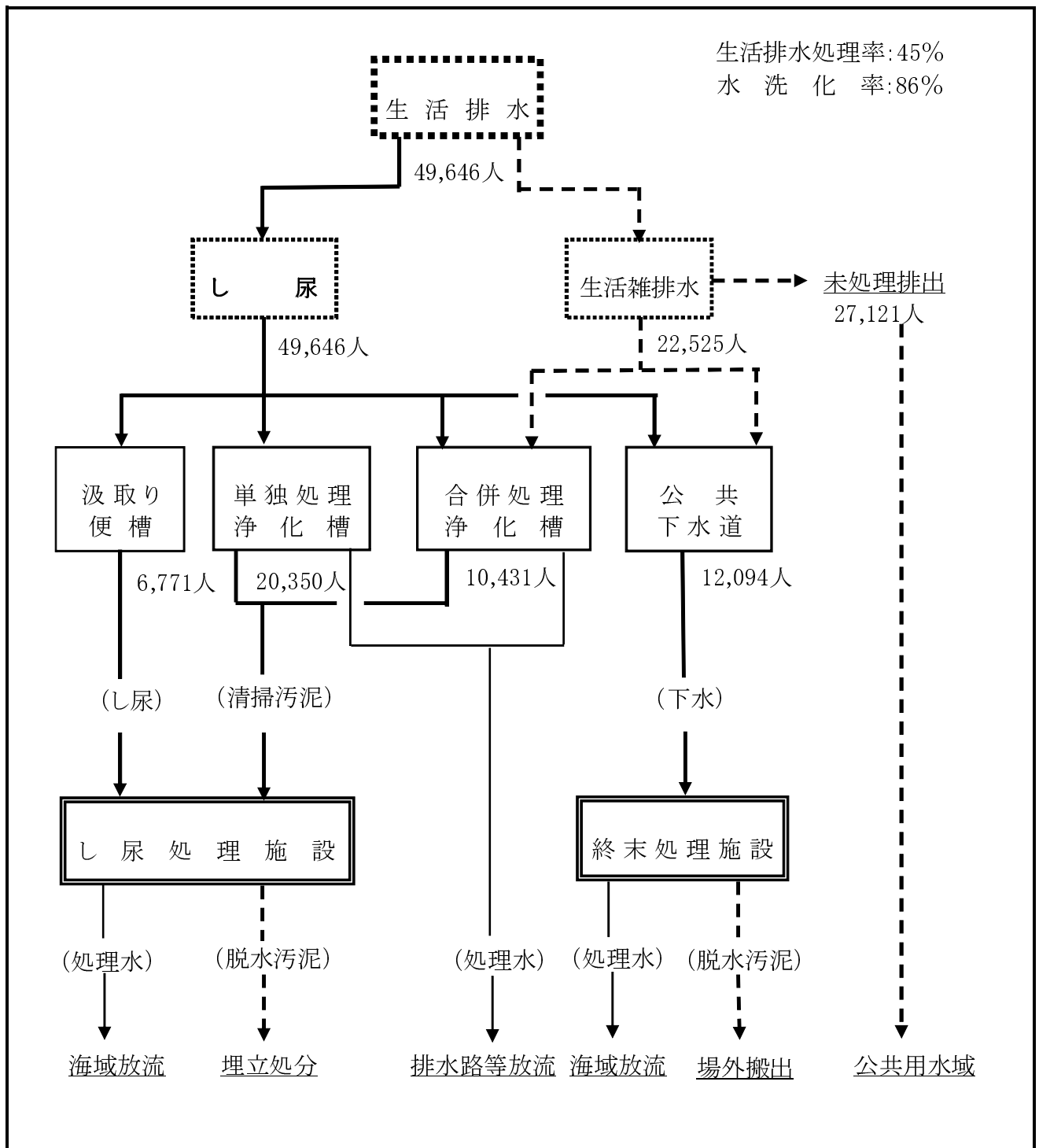


図 3.1.1 現在の生活排水処理体系（平成 18 年度）

2. 生活排水処理形態別人口

過去5年間の処理形態別人口は表3.1.1のとおりである。

表3.1.1 生活排水処理形態別人口の実績

(各年度10/1統計人口※1)

		年度	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
生活排水処理形態別人口	1. 計画処理区域内人口	(人)	51,386	50,856	50,448	49,869	49,646
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	21,106	21,818	21,992	21,837	22,525
	(1) コミュニティ・プラント人口	(人)	0	0	0	0	0
	(2) 合併処理浄化槽人口	(人)	10,508	10,931	10,776	10,180	10,431
	(3) 下水道人口	(人)	10,598	10,887	11,216	11,657	12,094
	(4) 農業集落排水施設人口	(人)	0	0	0	0	0
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口	(人)	21,803	20,828	20,741	21,065	20,350
	単独処理浄化槽人口	(人)	21,803	20,828	20,741	21,065	20,350
	4. 非水洗化人口	(人)	8,477	8,210	7,715	6,967	6,771
	(1) し尿収集人口	(人)	8,477	8,210	7,715	6,967	6,771
(2) 自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0	
5. 計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0	

	年度	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
生活排水処理率	(%)	41%	43%	44%	44%	45%
水洗化率	(%)	84%	84%	85%	86%	86%

生活排水処理率は上記2番を1番で除した率である。

水洗化率は上記2番と3番の合計値を1番で除した率である。

※10月1日統計調査人口である。

第2節 し尿処理施設の状況

1. し尿処理施設の沿革

本市では、昭和46～47年度に計画処理量72kl／日の嫌気性消化・活性汚泥法処理法式によるし尿処理施設を建設し、昭和47年12月から稼動を開始した。

その後、昭和55～56年度に高度処理設備として、凝集分離、オゾン酸化、砂ろ過処理設備を建設し、昭和57年3月から稼動を開始、現在に至っている。

本施設の経過年数は、受入貯留設備、一次、二次処理設備等の主要な設備が35年、高度処理設備が26年であり、設備装置に老朽化が目立ってきている。また、浄化槽汚泥の割合の増加に対して、適正に施設を維持管理し安定した処理を継続させることが困難となってきている。これらの理由により、(仮称)三浦バイオマスセンターを早急に整備しなければならない状況となっている。

2. し尿処理施設の概要

本市のし尿処理施設の概要は、表3.2.1に示すとおりである。

表 3.2.1 施設の概要

施設名称	三浦市衛生センター		
施設所管	三浦市		
所在地	神奈川県三浦市南下浦町毘沙門字大乘谷2305-1 〒 238-0105 TEL 046-882-1220 FAX 046-881-4681		
計画処理量	72k1/日		
処理方式	主処理 : 嫌気性消化・活性汚泥法処理 高度処理 : 凝集分離処理＋オゾン酸化処理＋砂ろ過処理 汚泥処理 : 脱水処理 臭気処理 : 高中濃度系臭気－薬液洗浄＋活性炭吸着処理 低濃度系臭気－海水・水洗浄		
希釈水の種類	海水		
放流先	海域（相模湾）		
し渣、汚泥の処分方法	市の一般廃棄物最終処分場に搬送して埋立		
放流水質	項目	基準値(日間平均)	計画値
	pH	5.8～8.6	—
	BOD mg/l	25以下	10以下
	COD mg/l	25以下	20以下
	SS mg/l	70以下	10以下
	窒素化合物 mg/l	100以下	—
	色度 mg/l	—	30以下
	大腸菌群数 個/cm ³	3,000以下	1,000以下
竣工年度	昭和47年度（高度処理設備は昭和56年度）		
設計・施工	主処理設備 : 栗田工業（株） 高度処理設備 : 富士電機製造（株）[現社名は、富士電機（株）]		

注) 放流水質の基準値は「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」による
 なお、窒素化合物とは「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」であり、
 基準値は、「アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の合計量」となる。

第3節 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況と下水道処理施設の汚泥発生状況

し尿及び浄化槽汚泥の排出状況は表 3.3.1 のとおりである。

表3.3.1 し尿及び浄化槽汚泥の年間排出（収集）実績

年 度		平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	
収 集 量	総収集量 (kℓ/年)	21,813	22,177	22,368	22,459	21,365	
	し尿収集量 (kℓ/年)	7,109	7,270	7,346	7,328	7,333	
	浄化槽 汚泥	収 集 量 (kℓ/年)	14,704	14,907	15,022	15,131	14,032
		混 入 率 (%)	67.4	67.2	67.2	67.4	65.7
年 間 日 平 均	収集量 (kℓ/日)	59.8	60.8	61.3	61.5	58.5	
	搬入率 (%)	83.0	84.4	85.1	85.5	81.3	
変動係数		0.84~1.13	0.80~1.14	0.88~1.14	0.82~1.15	0.80~1.12	

下水道処理施設の汚泥発生状況は表 3.3.2 のとおりである。

表3.3.2 東部浄化センターの処理実績

年 度	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
処理人口 (人)	10,598	10,887	11,216	11,657	12,094
汚水処理能力 (m ³ /日)	8,040	8,040	8,040	8,040	8,040
汚水処理能力 (m ³ /日)	51	51	51	51	51
流入汚水量 (m ³ /日)	2,912	2,836	3,427	3,507	3,718
発生汚泥量 (トン/日)	2.3	2.5	2.9	3.2	3.6

※人口は年度末住民基本台帳

第4節 合併処理浄化槽の補助

本市では「三浦市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」を平成元年4月より施行し、生活排水処理対策として合併処理浄化槽の設置を推進している。補助対象地域は下水道法事業認可区域外の地域である。補助金額は表3.4.1に、合併処理浄化槽設置事業により設置した基数は表3.4.2に示すとおりである。

表3.4.1 補助金額 (平成18年度)

人槽区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
補助金の額	354千円	411千円	519千円

補助金は過去一定ではない。

表3.4.2 合併処理浄化槽設置事業実績

単位 : 基

人槽区分	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
5人槽	14	10	11	11	10
6～7人槽	2	5	1	1	2
計	16	15	12	12	12

第 5 節 生活排水処理の課題

本市の生活排水処理のかかえる課題は次のとおりである。

1. 生活雑排水処理の課題

(1) 生活雑排水の未処理放流について

本市の生活排水処理体系をみると、し尿と生活雑排水を同時に処理する合併処理の普及があまり進んでおらず、生活排水処理率が 45% (平成 18 年度末現在) である。残る 55% の生活雑排水は、未処理で公共用水域に排出されている状況であり、水質汚濁の原因となっている。

公共用水域の水質は、公共下水道が整備された東部処理区の境川では改善が見られるものの、三崎地区の人口が密集している小河川は改善が遅れている。この原因は、未処理で放流される生活雑排水が大きな部分を占めており、対策が急務となっている。特に本市には、海をめぐる観光地や首都圏有数の海水浴場をはじめとして保護すべき水環境が豊富であり、水質汚濁対策の重要性は高い。

(2) 生活排水処理施設の整備について

上記のように、本市の生活排水処理率（生活排水、特に生活雑排水の適正処理されている割合）は非常に低くなっている。これは、本市の「合併処理」が個別対策である合併処理浄化槽にほとんど依存しており、集合的対策である公共下水道は東部処理区について整備が進捗しているものの、西南部処理区は、事業着手が遅れているなど、生活排水処理施設の整備が十分でないためである。

生活排水処理施設とは、合併処理浄化槽、公共下水道、コミュニティ・プラント及び農（漁）業集落排水処理施設が代表的なものとして挙げられる。

合併処理浄化槽については、平成元年度から設置に対する補助金交付要綱を定め、普及に努めている。

公共下水道は、東部処理区について平成 10 年 8 月から一部供用を開始しており、今後も整備が順次進められる。

西南部処理区については、事業計画を再検討することとし、その結果によっては、本計画の見直しを行うこととする。今後は公共下水道を柱として計画するが、下水道類似施設の検討や、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に変更することを指導することなどの検討や、事業区域の縮小も含め着手について再検討が必要である。

(3) 単独処理浄化槽の新設廃止について

単独処理浄化槽はし尿を処理するものであり、生活雑排水を適正処理できない。生活排水処理対策を考える上で、住民が水洗化志向を満足するために浄化槽を設置しようとする場合に、いかに合併処理浄化槽を設置させるかを検討することは重要である。

厚生省（現環境省）浄化槽対策室長通知「単独処理浄化槽の新設廃止の推進について（衛浄第14号、平成10年6月5日付）」では、都道府県、市町村に対し、単独処理浄化槽の新設廃止対策を積極的に推進すること、業界の活動（浄化槽工業会が自主プログラムにより製造廃止計画を実現する。）との連携を密にすること等を求めている。

浄化槽法の一部を改正する法律（法律第106号、平成12年6月2日、施行は平成13年4月1日）、建設省（現国土交通省）告示の改正（建設省告示第1465号、平成12年5月31日、経過措置を経て施行は平成12年12月1日）では、合併処理浄化槽だけが浄化槽として取り扱われ、単独処理浄化槽は削除された（一部の単独処理浄化槽は除く。）

今後は、単独処理浄化槽の新設廃止について住民への啓発活動を強化するとともに、合併処理浄化槽の計画的整備を推進する必要がある。

(4) 生活雑排水による汚濁負荷排出量の削減について

生活雑排水とは、家庭、事業所等の厨房、風呂場、洗濯場等から排出される汚水であり、前述のとおり、公共用水域の汚濁の一因となっている。下水道や合併処理浄化槽で処理する場合であっても、処理システムへの過剰な負荷は処理水の悪化を招き、さらに公共用水域の汚染へとつながる。したがって、排出源での汚濁負荷排出量削減は、処理システムの負荷を軽減し、良好な処理を継続させることから、水環境の保全に寄与する。

排出源での汚濁負荷排出量削減とは、たとえば台所における調理くずや食物残渣の回収、食器等の汚れをまず拭き取ってから水洗いすること等があげられる。

本市では、住民の協力により汚濁負荷排出量の削減を達成できるよう、行政としての取り組みを検討する必要がある。

(5) 合併処理浄化槽の適正な維持管理について

合併処理浄化槽の処理性能は、BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ以

下と、下水道終末処理施設の二次処理水並みである。また、設備費用が安価で、設置に要する期間が極めて短く、投資効果の発現も早いという利点を持っている。

しかし、清掃、点検等の維持管理が適正に行われたい限り、その処理性能を發揮することはできない。浄化槽の維持管理は設置者及び使用者の責任において民間業者が行っており、その維持管理方法について常に指導をしていく必要がある。

2. し尿及び浄化槽汚泥処理の課題

(1) し尿処理施設における処理

本市で収集されるし尿及び浄化槽汚泥は、平成18年において1日あたり58.5kl/日であり、し尿処理施設の計画処理量(72kl/日)に対して81%である。浄化槽汚泥混入率(総搬入量に対する浄化槽汚泥の割合)は66%であり年々増加している。さらに今後、下水道の整備・普及・汲み取り便槽から浄化槽への切り換え等により、し尿収集量の減少、収集物の性状の変化(し尿がさらに減少し、浄化槽汚泥の割合が増える)等が予想される。

本市のし尿処理施設は、嫌気性消化・活性汚泥法処理方式の施設である。この処理方式では、浄化槽汚泥が多くなると、嫌気性消化処理の固液分離効果が低下するため、汚泥が流出し二次処理機能に支障がでること、二次処理への負荷が低くなり、沈殿槽での汚泥の浮上・流出が生じ、放流水質が悪化すること等が懸念される。

従って、し尿処理施設の機能をもつ(仮称)三浦バイオマスセンターの整備を検討する場合には、浄化槽汚泥混入率がさらに高くなった時への対応、下水道普及による収集量の減少等を考慮し、処理方式の変更や計画処理量の設定を行う必要がある。

(2) し尿処理施設の設備装置の状況

三浦市衛生センターでは、受入貯留工程、一次・二次処理工程などの主要な設備が35年、高度処理工程が26年を経過し、設備装置の老朽化が目立ってきている。し尿処理施設の耐用年数は、一般的には15~20年と言われ、全国的に20年前後経過した時点で更新している例が多い。本市においても、平成17年度に実施した劣化度耐震調査結果から早期の改築が必要とされていた。

(3) し尿処理施設から汚泥再生処理センターへの転換について

し尿処理施設の建設に関する国庫補助制度は平成10年度から大きく見直された。従来のし尿処理施設建設への国庫補助は「衛生処理の普及」を目的としていたが、見直し以降は「資源化・再利用」を考慮することが必要となった。つまり、通常

のし尿処理施設は国庫補助の対象からはずし、汚泥再生処理センターのみを国庫補助対象としたのである。補助要綱によれば、人口規模要件により三浦市単独では、補助対象からはずれることとなった。

(4) 三浦市バイオマスタウン構想の公表

三浦市バイオマスタウン構想は、平成17年3月30日に農林水産省より公表された。「バイオマスタウン」とは域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域のことである。

三浦市は構想を策定するにあたり、いくつかの行政課題の解決につながることを基本的な姿勢とし、そのひとつが衛生センター機能の更新であり、活用するバイオマス資源の中にし尿・浄化槽汚泥を位置づけた。

(5) (仮称) 三浦バイオマスセンター

三浦市バイオマスタウン構想において、バイオマスの利活用推進体制の主体として民間企業を予定している。

第 4 章 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 4. 1 のとおりである。

表4. 1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処 理 主 体
単 独 公 共 下 水 道	し尿 及び 生活雑排水	三 浦 市
合 併 処 理 浄 化 槽	し尿 及び 生活雑排水	個 人 等
単 独 処 理 浄 化 槽	し尿	個 人 等
し 尿 処 理 施 設	し尿 及び 浄化槽汚泥	民 間 企 業

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の処理計画

1. 処理の目標

基本方針に掲げた理念、目標を達成するために、できるだけ多くの生活排水を施設において処理することを目的として、市内各地区の実情に対応した処理施設の整備を推進していくものとする。

現在及び目標年度（平成29年度）における生活排水処理形態別の人口内訳は表5.1.1に示すとおりである。

表5.1.1 現在及び目標年における生活排水処理

ア. 生活排水の処理の目標

区分	年度	現在 (平成18年度)	目標年度 (平成29年度)
生活排水処理率		45.3 %	58.1 %

イ. 人口の内訳

※平成18年10月1日統計調査人口

区分	年度	現在 (平成18年度)	目標年度 (平成29年度)
1. 行政区域内人口		49,646 人 ※	47,423 人
2. 計画処理区域内人口		49,646 人	47,423 人
3. 水洗化・生活雑排水処理人口		22,525 人	27,538 人

ウ. 生活排水の処理形態別内訳

区分	年度	現在 (平成18年度)	目標年度 (平成29年度)
1. 計画処理区域内人口		49,646 人	47,423 人
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		22,525 人	27,538 人
(1) コミュニティ・プラント人口		0 人	0 人
(2) 合併処理浄化槽人口		10,431 人	13,163 人
(3) 下水道人口		12,094 人	14,375 人
(4) 農業集落排水施設人口		0 人	0 人
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		20,350 人	15,411 人
4. 非水洗化人口		6,771 人	4,474 人
(1) し尿収集人口		6,771 人	4,474 人
(2) 自家処理人口		0 人	0 人
5. 計画処理区域外人口		0 人	0 人

2. 生活排水を処理する人口等

本市では、生活排水処理施設としての下水道及び合併処理浄化槽を検討する地域について、地域の特性、周辺の環境、土地利用の状況、水源地の確保と保全、地域の今後の要望などを考慮して、生活排水を処理する人口を次のとおり設定する。

(1) 公共下水道

本市の公共下水道整備事業は、東部処理区が平成 10 年 8 月 15 日に一部供用開始し、その後、順次整備が進んでいる。さらに、西南部処理区が計画中であり、主に財政的理由により着手が遅れている。下水道は人口密集地域における集合的生活排水処理対策として最も効率的であり、今後は既事業認可区域と未認可の市街化区域のみに、事業計画区域を縮小する。

公共下水道計画によれば、目標年度の平成 29 年度には、下水道処理人口が 14,375 人であり、下水道処理率（計画処理区域内人口に対する下水道処理人口の割合）が 30.3%となる。

(2) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、下水道の整備が予定される区域でも、当面の下水道整備が望めない地域における生活排水処理施設の中心となる。

目標年度の平成 29 年度には、合併処理浄化槽人口が 13,163 人であり、合併処理浄化槽処理率が 27.8%となる。

(3) 生活排水処理率

公共下水道や合併処理浄化槽により生活排水の適正処理が行われている割合（生活排水処理率）は、目標年度の平成 29 年度で 58.1%である。

3. 生活排水処理施設の整備計画の概要

本市における生活排水処理施設の今後の整備計画は、表 5. 1. 2 に示すとおりである。

4. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬計画に関する目標

生活圏から発生するし尿、浄化槽汚泥等を、迅速かつ衛生的に処理するため、し尿、浄化槽汚泥等の収集の需要に応えるべく、収集体制の効率化、円滑化を図る。

(2) 収集区域の範囲

本市全域を収集対象区域とする。

(3) 収集・運搬の方法および量

ア. 収集・運搬の実施体制

収集・運搬については、現行どおり、委託及び許可業者により行うものとする。

収集物は、(仮称)三浦バイオマスセンターへ搬入する。なお、収集・運搬にあつたては、し尿、浄化槽汚泥等をバキューム車に混載しないこととする。

イ. 収集・運搬機材

バキューム車による収集・運搬方法とする。

ウ. 収集方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、「一般廃棄物処理実施計画」に基づき、計画的に行う。

エ. 施設搬入時間帯

施設への搬入時間帯は、委託を受ける民間企業と協議の上、決定するものとする。

オ. 収集・運搬対象物

本市全域から収集されるし尿及び浄化槽汚泥（合併処理浄化槽汚泥及び単独処理浄化槽汚泥）の全量とする。

5. 中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

中間処理の目標は、処理対象物の量的、質的な変動に十分対応できる中間処理施設で適正処理を図るものとする。

(2) 中間処理の方法および量

ア. 中間処理対象物

計画収集区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥とする。

イ. 処理方法

収集し尿及び浄化槽汚泥は、(仮称)三浦バイオマスセンターへ搬入し、計画水質まで処理を行う。

ウ. 中間処理量

収集されるし尿、浄化槽汚泥の全量とする。

エ. 中間処理施設

中間処理施設は、委託を受ける民間企業が管理、運営する(仮称)三浦バイオマスセンターとする。

オ. 汚泥処理

計画施設から発生する汚泥は、堆肥化し、農地還元することを原則とする。

(3) 処理施設及びその整備計画の概要

三浦市衛生センターは稼働後およそ 35 年を経過し、設備装置の老朽化が目立ってきているので、施設の建替えを行う。

新たに建設する施設は、今後の人口動態、生活様式の変化等を考慮し、将来予想される本市全域のし尿及び浄化槽汚泥の量に十分対応できることを基本条件として整備を図る。整備内容の概要は以下のとおりであるが、詳細については、今後の技術動向や社会情勢を考慮することを前提として、後年度の調査・計画の中で検討する。

ア. 整備時期及び施設稼働予定年

整備工事：平成 20～21 年度

施設稼働予定年：平成 22 年度

イ. 整備予定地

現在の敷地を含め隣接地に建設する。

ウ. 処理方式等

処理方式は、地域バイオマス利活用交付金を活用した最も、合理的かつ経済的な方式とし、メタン発酵による発電設備やコンポスト施設とする。

表5. 1. 2. 生活排水処理施設の整備計画の概要

施設名称	整備計画の概要
公共下水道	<p>東部処理区</p> <p>全体計画：目標年次 平成32年、整備面積 370.5ha 計画人口 21,670人</p> <p>認可事業：目標年次 平成21年、整備面積 234.9ha 計画人口 16,680人 計画汚水量 6,500m³/日</p> <p>供用開始：平成10年8月15日</p> <p>西南部処理区</p> <p>全体計画：目標年次 平成32年、整備面積736.7ha 計画人口 38,160人</p> <p>供用開始：未定</p> <p>※今後は既事業認可区域と市街化区域のみに、事業区域を縮小する。</p>
合併処理浄化槽	<p>「三浦市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、単独処理浄化槽及び汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への設置替えに対する補助制度（平成元年4月施行）を活用し、普及に努める。</p> <p>補助対象：①本市内に1年以上居住していること。 ②専用住宅であること。 ③下水道の事業計画区域外であること。</p> <p>補助対象外：①県及び市への設置届の審査を受けていない場合。 ②法及び市開発指導要綱第26条の規定により合併処理浄化槽の設置が義務付けられている場合。 ③補助金交付決定以前に事前着工した場合。 ④平成12年12月1日以後の建築確認申請により住宅を新築及び増改築する場合。等</p> <p>補助金：5人槽 332千円 6～7人槽 411千円 8～10人槽 519千円</p>
し尿処理施設	<p>三浦市衛生センターの更新(仮称) 三浦バイオマスセンター</p> <p>平成22年度稼動開始予定</p> <p>整備工事：平成20～21年度予定</p> <p>施設規模：約90トン/日 (し尿、浄化槽汚泥、公共下水道汚泥、農作物収穫残渣等含む)</p> <p>※実施計画策定中</p>

第2節 し尿・汚泥の処理計画

1. し尿・汚泥の排出状況

生活排水の処理形態内訳に基づいたし尿・汚泥の排出状況は、表 5.2.1 に示すとおりである。

表5.2.1 し尿・汚泥の排出状況

	現在	目標年度
	(平成18年度)	(平成29年度)
収集し尿	20.1 kl/日	13.5kl/日
単独処理浄化槽汚泥	38.4kl/日	21.1kl/日
合併処理浄化槽汚泥		25.2kl/日
合計	58.5 kl/日	59.8 kl/日

注) 目標年度等の原単位量は、過去3年間の平均から、収集し尿1.02ℓ/人・日、単独処理浄化槽汚泥0.41ℓ/人・日、合併処理浄化槽汚泥0.66ℓ/人・日とした。

2. し尿・汚泥の処理計画

本市では、減少傾向にあるとはいえ、今後も相当量のし尿及び浄化槽汚泥の発生が見込まれるため、将来的なし尿および浄化槽汚泥の処理・処分計画が必要となる。

これらの状況を踏まえ、将来の収集し尿および浄化槽汚泥処理体系は、図 5.2.1 に示すとおりである。現行の収集は変わらないものとし、処理・処分体制は委託方式とする。

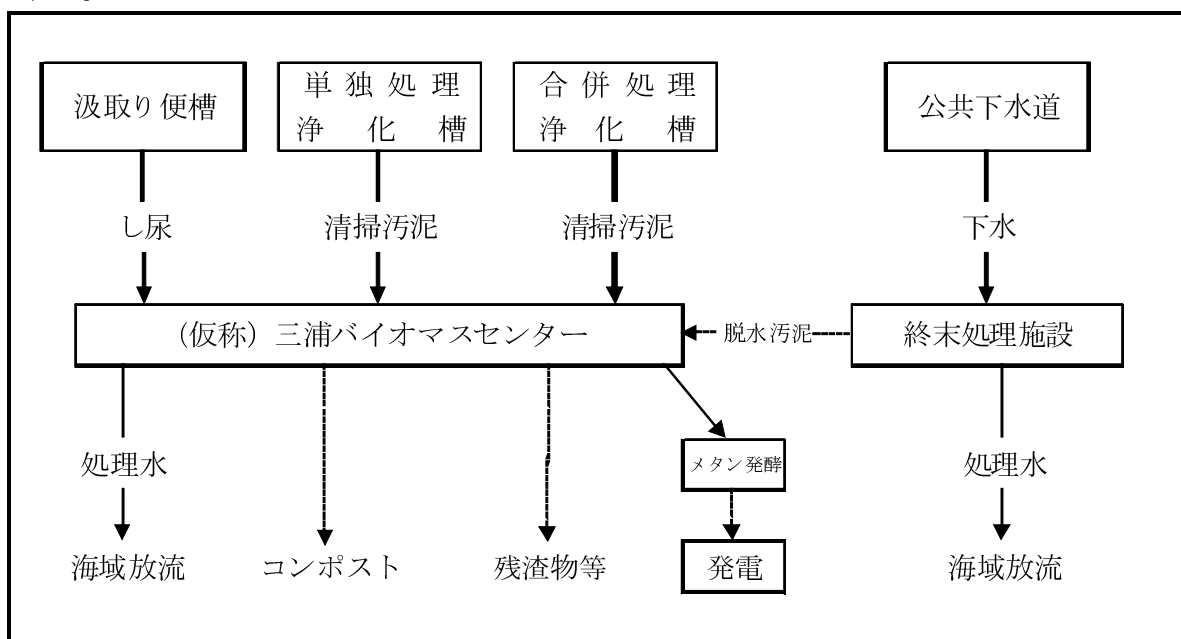


図5.2.1 し尿・浄化槽汚泥の処理・処分体系

第3節 その他

本市では、河川等の公共用水域の浄化対策および浄化槽の適正な維持管理等を推進するため、広報、啓発活動を実施することとする。

1. 広報やパンフレット、講習会等により、家庭で誰もができる「家庭での浄化対策」を推進し、生活排水に対する意識の高揚を図る。
 - ① 家庭厨房の三角コーナー、排水口にはろ紙袋をつける。
 - ② なべや食器の汚れは、ゴムベラ等で拭き取ってから洗う。
 - ③ 使用済み油はできる限り回収してリサイクルする。
 - ④ 調理は作り過ぎや無駄のないように工夫する。
 - ⑤ 洗剤は適正量を使い、洗濯機には糸くず取をつける。 など
2. 広報やパンフレット等により、浄化槽の使い方や維持管理の方法についてPRし、定期的な保守点検、清掃および検査を行うように指導する。

今後は、各家庭でも浄化槽の運転状況や排水の状態に対して関心を高め、浄化槽から異常な運転音や異臭、排水状態の悪化時などには管理業者に点検してもらうなど、住民と行政の協力によって浄化槽の適正な維持管理を進める。
3. 広報やパンフレット等により、合併処理浄化槽の浄化能力や利点、設置、維持管理などをPRし、普及を図る。